

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成19年度 (計画初年度)		平成20年度 (計画第2年度)		平成21年度 (計画第3年度)		平成22年度 (計画第4年度)		平成23年度 (計画第5年度)		
		(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)	51	42	75	47	76	48	76	51	76	54	
総収支比率(法適用)	(%)	103.8	100.0	102.5	106.0	102.0	104.0	102.6	103.0	103.4	103.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	103.8	100.0	102.5	106.0	102.0	104.0	102.6	103.0	103.3	103.0	
営業収支比率(法適用)	(%)	82.7	100.0	83.0	106.0	81.6	104.0	80.8	103.0	80.2	103.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	53.0	54.8	50.7	51.4	47.3	48.6	46.4	46.7	44.8	45.2
	うち基準内繰入金	(%)	5.5	4.9	29.4	4.6	27.2	4.1	29.4	4.2	22.3	3.7
	うち基準外繰入金	(%)	47.5	49.9	21.3	46.8	20.1	44.5	17.0	42.5	22.5	41.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	7.8	6.8	23.7	6.1	28.4	9.4	14.0	9.5	29.2	8.6
	うち基準内繰入金	(%)	7.8	6.8	8.9	6.1	8.7	4.1	3.1	3.0	3.6	2.4
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	14.8	0.0	19.6	5.3	11.0	6.5	25.5	6.2
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>平成20年4月にそれまで別の料金体系で徴収していた料金を再編統一すると共に、合併後43.3%に落ち込んだ経費回収率を元の50%に回復する改定を行なった(法非適ベース)。これに基づく見込み試算は平成20年から平成23年の4年間で約440百万円の増収となっている。このことから経費回収率は、平成20年度より「分流式下水道等に要する経費」を汚水処理費から除外したことと併せて、平成22年度で76%となった。平成19年度から地方公営企業法を適用したことにより経営状況や財政状況を明確化し、より一層の効率的な運営を図りながら定期的な改定を行ない、適正料金とする水道料金や浄化槽の全国平均150円/㎡に近づける必要がある。</p> <p>現在の料金は合併前の旧鴻巣市が平成17年6月に経費回収率を39.4%から県平均の50%に回復するように設定し、また旧2町の料金はそのままの料金体系で徴収しているが合併協議会で3年を目途に再編することになっており平成20年4月に再編し統一すると共に合併後43.3%に落ち込んだ経費回収率を元の50%に回復する改定にならざるを得ないと考えている。これによる見込みの試算は平成20年から22年の3年間で約360百万円増収となっている。今後使用者・議会等の理解を求めながら定期的な改定により適正料金とする水道料金や浄化槽の全国平均値150円/㎡に近づける必要がある。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>平成22年度の一般会計繰入金については、基準内では、収益的収入での一般会計負担金で雨水負担金・水洗便所普及費及び分流式下水道に要する経費を、資本的収入での緊急整備事業分・臨時特例債分元金を設定した。(決算ベース)また、過去の建設投資分の企業債利子及び元金のうち、基準外については収益的・資本的収入とも一般会計補助金として繰り入れたところである。</p> <p>一般会計からの繰入金については、基準内では営業収益での一般会計負担金で雨水処理費・水洗便所普及費を、資本的収入での緊急整備事業分・臨時特例債分元金を設定した。また、基準外では、営業外収益での過去の建設投資分の企業債利子及び元金を設定しており平成22年をピークに減少の見込みである。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>汚水整備に関しての大規模投資の実施予定は無い見込みである。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>平成17年10月1日に1市2町(鴻巣市・吹上町・川里町)の合併により、職員が880人になった。合併後10年間で、職員数を約200人削減することを目指している。鴻巣市定員適正化計画(平成18年3月策定)ではに基づき、職員の削減に取り組んできた結果、平成22年4月1日現在の職員数は計画目標である801人に対し、771人となり、計画を上回る成果を得た。を目標としている。</p> <p>今後においては、第2次鴻巣市定員適正化計画(平成22年6月策定)に基づき、採用の抑制を図るとともに、公務能率を向上することにより、平成27年4月1日現在の職員数目標を700人としている。なお、平成24年4月1日現在の職員数は734人となっている。</p> <p>新市建設計画に基づき、新規採用職員を退職者数の1/2、採用上限10人とし、職員数の抑制を図る。</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>平成19年4月給与構造の見直しを実施済み。 地域手当については、国基準である3%を支給済み。 地域手当については、制度完成年度の平成22年度において、国基準である3%支給の条例が制定済み。 地域手当については、平成19年度は6.5%で、平成20年度は6%、平成21年度は5%にする予定。 なお、それ以降も国の基準をふまえて、地域手当のあり方について継続して見直しを図ることとする。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>鴻巣市定員適正化計画では、サービスの維持向上に留意し、現業部門の委託化を進めるとしている。 なお、今後の技能労務職員の採用計画はない。 また、給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成20年度7月に策定を行い、ホームページにおいて公表済。 また、給与等の見直しに向けた取組方針については、平成20年2月までに策定を行い、平成20年3月にホームページにおいて公表することとしている。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は廃止に向けた早期の見直しを実施する。 勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は廃止に向け協議中。 勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は平成23年度より廃止。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>福利厚生事業は、会費(職員の給料月額3/1,000)を主な歳入とする職員親睦会の下、実施している。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>汚水ポンプ場等の維持管理費については、施設の老朽化に伴い、設備修繕等の費用が発生することが今後見込まれるが、平成23年度より長寿命化計画を策定し、計画的に効率的な維持管理及び老朽化対策を行う方針である。</p> <p>汚水ポンプ場等の維持管理費については、施設の老朽化に伴い、設備修繕等の費用が発生することが今後見込まれるが、引き続き効率的な維持管理及び老朽化対策を行う方針である。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>流域関連下水道事業で処理場管理を直接行っていない為指定管理者等の活用が難しい面があるが、ポンプ場及び管渠の効率的な修繕、改築更新に民間手法等の導入も視野に置き一元的情報管理体制を進める。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<p>課題①平成20年4月、合併後の料金体系再編統一と併せ経費回収率の向上を目的に改正を行なった。今後も使用者、議会等の理解を得ながら料金の適正化を図ると共に全国平均値150円/m³に近づける必要がある。</p> <p>課題① 平成17年6月使用料改定により回収率で平成17年度に対し平成18年度は4%上昇したが、合併により県平均50%に満たない状況である。合併後の料金体系統一と合わせ経費回収率の向上を目的に平成20年度に改定を行う。今後も使用者・議会等の理解を得ながら料金の適正化を図る。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	<p>課題②未接続世帯に対する個別訪問等による普及促進、課題③組織の定員管理の適正化による経費の節減、課題④料金収納方法多様化による収納率の向上、課題⑤施設の維持管理の効率化によるコスト縮減等の経営健全化施策を実施し、また、平成19年4月の地方公営企業法を適用により今後更に経営の健全性確保・財政状況の明確化を図り情報公開に努める。</p> <p>平成19年度から行政評価を実施しており、平成20年度からは予算との連携を図り事務事業の効率的な執行、縮小・削減に向け行政評価システムの導入が行なわれた。</p> <p>平成19年度から行政評価を実施しており、平成20年度からは予算との連携を図り事務事業の効率的な執行、縮小・削減に向け行政評価システムの導入を図る。</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	行革推進法に基づく職員数は1名減の状態であるが、鴻巣市定員適正化計画(H18.3作成)による目標職員数の達成及び事業費削減のため更に定員を減し人件費の削減に努め職員1人当たりの営業収益の増加を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	高金利の地方債の繰上償還により公債費負担を軽減し、併せて合併後の使用料再編において経費回収率の回復を目的に平均改定率 14.1% 増の料金改定を行い適正化を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	人件費抑制、経営の効率化を進め基準外繰出しの縮減に努めると共に、平成19年4月の企業会計移行で一般会計からの繰出内容等についても明確化されたことにより、使用料の受益者負担の考え方などが市民・議会等に解りやすくなることで、更なる料金適正化を進め基準外繰出解消を図る。
4 その他	有収水量について水洗化普及促進による水洗便所設置済人口増を約1,000人/年・(0.305m ³ /日)年間約10百万円の増収を見込む。 工業地域の整備が進んでいるため、今後接続が見込まれる。 また、平成20年度より設計金額が1000万円以上の建設工事については入札方法を従来の指名競争入札から一般競争入札に変更したことにより、落札率の減を図ったところである。平成19年度の落札率は91.56%であったが、平成23年度の一般競争入札の落札率は86.74%となり、建設改良費の削減につながった。 平成18年度の不明水の増加を受けて、平成19年度より不明水対策に注力したことにより、流域下水道維持管理負担金が削減された。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数一職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

